

## 裁判官の推定年収等の一覧表(地域手当6%の場合)

令和2年7月1日 時点

59期弁護士 山中理司(大阪)

番号	号棒	①報酬月額	②初任給調整手当	③地域手当 6%	④報酬月額等 の12月分	⑤報酬月額 及び地域手当の 20%	⑥報酬月額の 25%	⑦ボーナスの 基礎額	⑧ボーナス 支給月数	⑨ボーナス	⑩推定年収	⑪号別 在職人数	令和2年7月1日現在 修習期ごとの分布		号棒	
													修習期	人数		
1	仙台高裁長官等	¥1,302,000		¥78,120	¥16,561,440	¥276,024	¥325,500	¥1,981,644	3.35	¥6,638,507	¥23,199,947	1	~39期	167	仙台高裁長官等	
2	判事1号	¥1,175,000		¥70,500	¥14,946,000	¥249,100	¥293,750	¥1,788,350	3.35	¥5,990,972	¥20,936,972	147			判事1号	
3	判事2号	¥1,035,000		¥62,100	¥13,165,200	¥219,420	¥258,750	¥1,575,270	3.35	¥5,277,154	¥18,442,354	172	40期~42期	172	判事2号	
4	判事3号	¥965,000		¥57,900	¥12,274,800	¥204,580	¥241,250	¥1,468,730	3.35	¥4,920,245	¥17,195,045	357	43期~47期	357	判事3号	
5	判事4号	¥818,000		¥49,080	¥10,404,960	¥173,416	¥204,500	¥1,244,996	3.35	¥4,170,736	¥14,575,696	589	48期~54期	589	判事4号	
6	判事5号	¥706,000		¥42,360	¥8,980,320	¥149,672	¥176,500	¥1,074,532	3.35	¥3,599,682	¥12,580,002	189	55期~56期	189	判事5号	
7	判事6号	¥634,000		¥38,040	¥8,064,480	¥134,408	¥158,500	¥964,948	3.35	¥3,232,575	¥11,297,055	302	57期~59期	302	判事6号	
8	判事7号	¥574,000		¥34,440	¥7,301,280	¥121,688	¥143,500	¥873,628	3.35	¥2,926,653	¥10,227,933	190	60期~61期	190	判事7号	
9	判事8号	¥516,000		¥30,960	¥6,563,520	¥109,392	¥129,000	¥785,352	3.35	¥2,630,929	¥9,194,449	85	62期	85	判事8号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 6%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 20%	報酬月額の 25%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒	
10	判事補1号	¥421,100		¥25,266	¥5,356,392	¥89,273	¥105,275	¥640,914	4.45	¥2,852,068	¥8,208,460	223	63期~65期	223	判事補1号	
11	判事補2号	¥387,800		¥23,268	¥4,932,816	¥82,214	¥96,950	¥590,232	4.45	¥2,626,530	¥7,559,346	61	66期	61	判事補2号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 6%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 20%	報酬月額の 15%	報酬月額の 25%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
12	判事補3号	¥364,900		¥21,894	¥4,641,528	¥77,359	¥0	¥464,153	4.45	¥2,065,479	¥6,707,007	77	67期	77	判事補3号	
13	判事補4号	¥341,600		¥20,496	¥4,345,152	¥72,419	¥0	¥434,515	4.45	¥1,933,592	¥6,278,744	75	68期	75	判事補4号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 6%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 15%	報酬月額の 0%	報酬月額の 25%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
14	判事補5号	¥319,800	¥19,000	¥19,188	¥4,295,856	¥50,848		¥389,836	4.45	¥1,734,771	¥6,030,627	69	69期	69	判事補5号	
15	判事補6号	¥304,700	¥30,900	¥18,282	¥4,246,584	¥48,447		¥371,429	4.45	¥1,652,860	¥5,899,444	64	70期	64	判事補6号	
16	判事補7号	¥287,500	¥45,100	¥17,250	¥4,198,200	¥45,713		¥350,463	4.45	¥1,559,558	¥5,757,758				判事補7号	
17	判事補8号	¥277,600	¥51,100	¥16,656	¥4,144,272	¥44,138		¥338,394	4.45	¥1,505,855	¥5,650,127	82	71期	82	判事補8号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 6%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 10%	報酬月額の 0%	報酬月額の 25%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
18	判事補9号	¥256,300	¥70,000	¥15,378	¥4,100,136	¥27,168		¥298,846	4.45	¥1,329,863	¥5,429,999	75	72期	75	判事補9号	
19	判事補10号	¥247,400	¥75,100	¥14,844	¥4,048,128	¥26,224		¥288,468	4.45	¥1,283,684	¥5,331,812				判事補10号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 6%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 5%	報酬月額の 0%	報酬月額の 25%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
20	判事補11号	¥240,800	¥83,900	¥14,448	¥4,069,776	¥12,762		¥268,010	4.45	¥1,192,646	¥5,262,422				判事補11号	
21	判事補12号	¥234,900	¥87,800	¥14,094	¥4,041,528	¥12,450		¥261,444	4.45	¥1,163,424	¥5,204,952				判事補12号	

\* 1 (1)④は、①ないし③の合計額の12月分の金額であり、(2)⑦は、①、③、⑤及び⑥の合計額であり、(3)⑨ボーナスは⑦に⑧を乗じた金額であり、(4)⑩推定年収は、④及び⑨の合計額である。

裁判官の報酬等に関する法律9条1項ただし書に基づき、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当を支給されない代わりに、⑤及び⑥の管理職加算があると思われる。

\* 2 令和2年3月16日最高裁判所規則第5号による改正後の、裁判官の報酬等に関する規則(平成29年3月17日最高裁判所規則第1号)別表第四ないし別表第六の数字が⑤の数字であり、別表第七の数字が⑥の数字である。

\* 3 判事以上の裁判官に対するボーナスの支給月数は指定職の行政機関職員と同じであり、判事補に対するボーナスの支給月数は指定職以外の行政機関職員と同じである。

\* 4 国家公務員のボーナス(期末手当及び勤勉手当)の支給月数が4.5月であった令和元年度につき、地域手当を考慮しない場合、判事のボーナスは(報酬月額(①)+報酬月額の20%(⑤)+報酬月額の25%(⑥))×3.4(=1.45×3.4)=4.93月分となり、判事補1号及び2号のボーナスは1.45×4.5=6.525月分となり、判事補3号及び4号のボーナスは1.35×4.5=6.075月分となり、判事補5号ないし8号のボーナスは1.15×4.5=5.175月分となり、判事補9号及び10号のボーナスは1.1×4.5=4.95月分となる(平成30年11月30日以降、裁判官の期末手当の支給月数につき、特別職給与法12条2項(最高裁長官及び最高裁判事の場合)及び一般職給与法19条の4第2項(判事、判事補及び簡裁判事の場合)の定めと法的に連動することとなった。)。

\* 5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、最高裁判所が一般の官吏の例に準じて定める割合を乗じて得た額とされています(裁判官の報酬等に関する規則15条2項)。

\* 6 地域手当は以下の7段階であり、初任給調整手当を含まない報酬月額に乗ずる割合となる。

20%(東京23区)、16%(横浜市、大阪市等)、15%(さいたま市、千葉市、名古屋市等)、12%(立川市、神戸市等)、10%(京都市、広島市、福岡市等)、6%(仙台市、高松市等)、3%(札幌市等)

\* 7 指定職扱いとなる判事8号以上の裁判官の場合、扶養手当及び住居手当は支給されないから、判事8号と判事補1号の年収の差はその分、小さくなる。